

共同保険のあるべき姿に向けた検討に関する一考察

西羽 真

1. プロローグ

「共同保険.....の組成プロセスに関する説明から、保険会社.....は、特定の競合他社が顧客に提示し合意した価格を知ることを期待し、また現に知っている、と結論づけられる」¹、「保険会社は、(時間をかけて収集した情報に基づいて得られた経験から、競合他社の1社がより低い価格で見積もるであろうことを知っているため) 落札はないだろうとわかっているにもかかわらず、契約への参加機会を見送るのではなく、応札することがある」²。

どこか耳慣れた感じもしてしまう指摘であるが、これらは、2023年に保険料調整等に関する疑義が発覚し、「共同保険の引受けにあたっては、保険契約者からの要請に基づき、他の損害保険会社とのリスク調査の共同実施、引受情報の提供・入手を行うことがある」³や「幹事社変更やシェアアップの見込みが薄かったため、料率算出の負担等を鑑み、他社保険料等を確認の上、それを上回る保険料等を提示」⁴などの課題が指摘されて同年12月の行政処分発出に至った我が国におけるものではなく、その16年も前に欧州で提示されたものである。

欧州では、保険業における一定の共同行為に競争法を適用しないことを定める1992年制定の保険業一括適用免除規則(Insurance Block Exemption Regulation、以下「IBER」)⁵の適用期限⁶が2010年に到来することを受け、保険業に関する調査を2005

¹ COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Accompanying the COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Sector Inquiry under Article 17 of Regulation (EC) No 1/2003 on business insurance (Final Report) 35 (2007) [hereinafter *BISI Report*].

² *Id.*

³ 金融庁「大手損害保険会社に対する行政処分について」(2023.12.26)。

⁴ 金融庁「大手損害保険会社の保険料調整行為等に係る調査結果について」8頁(2023.12.26)。

⁵ 2017年に失効した当該規則の内容、失効に至る経緯等は、多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU競争法との比較検討を中心として－」(公正取引委員会競争政策研究センター、2011)、佐藤智行「EU保険業一括適用免除規則(IBER)の失効について」損保総研レポート第119号1頁(2017)および惣福脇均「損害保険業における

年に開始した。その中で、2007年になって「ブローカーの報酬の透明性と利益相反」とあわせ、懸念が示されたのが「(巨大リスクを補償する企業保険の価格高騰につながりかねない) 保険料調整を伴う再保険・共同保険の業界慣行」であり⁷、前述の指摘は当該懸念を受けて提示されたものである。これを受けて、市場参加者には指摘事項を確認して自ら結論を導き出すことが求められる一方、欧州委員会では、市場参加者が自らの慣行を変更するか、慣行を擁護できるものだと信じるのかを見極め、対話するとともに、仮に慣行が競争法に違反し得ると結論づけた場合に、なお業界がそれを変える措置を講じないときには強制的な手続きの検討も必要である、とされた。

このような欧州動向に対し、我が国の損害保険業界では、最終的に2016年の保険仲介業務指令（IMD）改定（改定後は、保険販売業務指令（IDD））に結実する一つ目の懸念（ブローカーの報酬問題）に関する議論を注視する一方、もう一つの問題である共同保険の慣行に関する議論にはほとんど関心を向けてこなかったように思われる。その結果、共同保険への競争法適用をめぐる状況では後述のとおり我が国と共通する部分も少なくない欧州の動向を他山の石として業界慣行を問い直す動きが見られることはなく、これにより2023年の問題発生を未然に回避する格好の機会を逸してしまった可能性がある⁸。

損害保険業界に身を置く者として、その点への自戒の念も込め、本稿では、欧州における議論を概観し、もって共同保険の将来あるべき姿を検討するうえでの示唆を得ることとしたい。

競争政策に関する一考察—料率・商品競争に関連して—」北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル第6巻182頁（1999）が詳述するところであり、参照されたい。

⁶ 第2次IBERの期限。

⁷ 2005年6月の調査開始時に公表された文書では「共同保険で保険会社間の歪んだ形の協力が行われる可能性」を含め、幅広い事項に関心が向けられていたが、2007年1月の中間報告では、①保険事業の金融的側面、②企業保険契約の保険期間、③再保険、④販売チャネル、⑤保険会社間の水平的協力の5点が焦点として挙げられた後、同年9月に最終報告としてBISI Reportを含む複数文書が公表される中で主要問題が特定され、④・⑤が欧州委員会による要フォロー事項とされたものである。

⁸ さらに遡れば、OECD（経済協力開発機構）の競争委員会では1998年6月に保険事業における競争と規制について議論し、「保険業界への反トラスト法免除の制限はどの程度にすべきか?」「保険会社は保険金請求やリスクの大きさに関する情報共有が許されるべきか?」「そのような情報共有がカルテル化を促進するのはどの時点か?」など、後の欧州動向につながるような課題も提示しており、結果論だが、このような動向も注視しておくべきであったと言えよう。

2. 共同保険への競争法適用をめぐる日欧の状況および共通点

欧州の IBER が規定する競争法の適用免除項目は、当初、共同計算等、共通標準保険約款条件の作成、保険プールならびにセキュリティ装置の検査および承認の 4 類型⁹であったところ、3 次にわたる更新によって次第に範囲が縮小されていったが、共同保険は一度も適用免除項目とされたことがなく、競争法の適用関係は明確ではない状況にあった。2007 年に共同保険への懸念が提起されたのはこうした状況も影響したものであり、競争法の適用を免ずる要素を充足し得る存在意義を有する共同保険ではあるが、一方でその適用に関する整理が明確ではないとして、課題化されるに至った。

これに対し、我が国では、1951 年 2 月に東亜火災海上再保険株式会社と損害保険各社との再保険協定破棄等を命ずる同意審決が発せられたことを契機とした同年 10 月の保険業法改正によって共同保険を独占禁止法適用除外とする規定が設けられた¹⁰が、1996 年施行の同法全面改正によって規定は削除された。

当該全面改正の方向性を取りまとめた 1992 年の保険審議会答申では一定の留保を付しつつ、「基本的にはこれを維持することが適当」¹¹としていた「適用除外規定」を急転直下削除するという方針転換の背景は、時期的に翌 1993 年開始の日米保険協議だと推察される¹²。ただ、当該削除の意味は共同保険が「そもそも独禁法上違法なものではなく、とくに適用除外として明示する必要はないという趣旨」¹³であったとされており、独占禁止法の制度や執行の強化を求めていた米国が果たしてそのような対応を求めていたのか、疑問もある。というのも、米国側にそのような対応を求める事

⁹ 佐藤・前掲注 5)8 頁。

¹⁰ 同法第 12 条の 3。

¹¹ 1992 年保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」56 頁。「巨大リスクに係る一保険会社単独の引受が困難であるという事情や保険会社間のリスクの平準化の要請から共同保険、共同再保険が必要不可欠であり、このような行為は諸外国においても認められている」などの理由による。

¹² 当該協議の中で同年 10 月に公表された合意文書において「日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995 年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う」ものとされていたが、その中では共同保険に関する明示的な言及はなく、方針転換に至った真因は定かではない。ちなみに、1994 年の保険審議会答申で提唱された損害保険協会（仮称）等の自主規制機関設置に対しては、同様の「答申に留意」という留保を一切付すことなく、独占禁止的観点も含めた強い懸念が示され、最終的に制度化に至らないなど、独占禁止法関連論点の中でも、米国側の要請スタンスにはかなり濃淡がある。

¹³ 東京海上火災保険株式会社編著『損害保険実務講座 補巻 保険業法』、[山下友信] 89 頁（有斐閣、1997）。

情が存在したとは考え難いからである¹⁴。仮に、以前から適用除外規定はそもそも不要であるとの話もあった共同保険¹⁵を一種のスケープゴートとして米国側に差し出した、というような事情があったのなら、「共同保険への独占禁止法の適用範囲の明確化」という適用除外規定削除時の課題¹⁶を放置し、2023年への禍根を残してしまった、という評価も免れないであろう。

いずれにせよ、以上述べたように共同保険への競争法適用関係の整理が共に課題となっていた、という点で（共同保険への懸念が欧州で提起された）2007年当時における日欧の状況は共通しており、欧州における議論を確認することは本邦損害保険業界にとっても意義がある、と言えよう。

3. 欧州における議論の概観

3.1. 共同保険への懸念の概要

欧州で提起された懸念の概要は、次のようなものである。

- ・ 競合他社の提示価格を知ることになる事実は、保険会社が自らの市場行動を決定する自主性を低下させ、価格上昇につながる可能性はないか¹⁷
- ・ 共同保険組成の際、非幹事会社が幹事会社提示の補償内容・保険料にフォローするという長年にわたり広く行われてきた業界慣行は、参加保険会社間の競争を刺激することによって契約者にとってより有利な条件を獲得する可能性を排除すること

¹⁴ Andrea Lista, EU COMPETITION LAW AND THE FINANCIAL SERVICES SECTOR 58 (1st ed. 2013).は、「(共同保険などの) 競合保険会社間の協力の概念は重要で、現代保険市場では一定程度要請もされ、米欧双方において保険規制枠組みの中で承認されている」とする。また、岩崎稜「共同行為とその取扱い」竹内昭夫編『保険業法の在り方・下巻』197頁（有斐閣、1992）は、「保険共同行為については、前述のように、マッカラン・ファーガソン法により保険共同行為に対する規制にも州法を優先させているから、保険業規制は日米構造問題協議の対象にはなっていない」としつつ、「現在のマッカラン・ファーガソン法体制が崩れた暁には、保険共同行為もたちまち（日米）構造問題協議の対象となろう」としていたが、当該体制は1994年当時も今も崩れていない。

¹⁵ 1991年に政府規制等と競争政策に関する研究会が取りまとめた報告「独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向」「独占禁止適用除外制度の見直し（各論）」145頁（1991）は、共同保険について「それが個別の契約のつど、共同保険者の引受け割合等を定めるものである限りにおいては競争制限的なものではなく、独占禁止法に違反するものではない。したがって、独占禁止法適用除外規定はそもそも不要であり、独占禁止法の適用範囲を明確にする観点からも、共同保険・再保険に係る適用除外規定については、時機をとらえて整理することを検討する必要がある。」としていた。

¹⁶ 注15参照。

¹⁷ See BISI Report 35.

につながっていないか（多数の独立した事業の間で単一の価格に収束することにつながる方法であるため、競争法に抵触する可能性がある）¹⁸

3.2. 提起された懸念に対する業界の対応

保険業界では、一定の対応が促されたことを受けて検討を進め、保険仲介者・保険者の双方において一定の対策を講じている。

3.2.1. 保険仲介者による対応事例

欧州保険仲介者連盟 BIPAR（the European Federation of Insurance Intermediaries）は、複数保険会社へのリスク付保の際に遵守すべき事項を定めた、次の5点から成る原則”high level principles for placement of a risk with multiple insurers”（以下、「BIPAR 原則」）を2008年4月に制定した。

1. 仲介者は、提供された情報に基づき、顧客の要求とニーズ、および助言の根拠とした理由を特定するものとする。
2. 仲介者は、顧客のニーズを満たすために利用可能な市場構造、とりわけ単一の保険会社または複数の保険会社のそれぞれに付保する場合の相対的なメリットについて、リスクを付保する前に検討し、かつ助言する。
3. 顧客が仲介者の助言を受けて複数の保険会社にリスクを付保するように指示した場合、仲介者は検討し、相対的なメリットを説明し、複数の保険会社にリスクを付保する様々な選択肢を顧客に助言する。仲介者は、保険会社が要求された選択肢について慎重で独立性ある検討を行うことを期待する。
4. 幹事保険会社と非幹事保険会社に同一条件でリスクを付保する場合、仮に非幹事保険会社がより高い保険料をリスク引受に必要とする場合であっても、事前に合意した幹事保険会社や他のいかなる非幹事保険会社の保険料も、増加方向に調整されることはない。仲介者は、保険会社がそのような状況で課金する保険料の増額権を自社に留めようとするいかなる条件も全く受け入れるべきではない。
5. リスクを付保する間、仲介者は顧客が進捗状況を常に把握できるよう保つ。

同原則は、顧客が選択権を持ち、共同保険へのリスク付保の際に保険料調整の仕組みが自動的に採用されてしまうことのない活気ある共同保険市場の維持を目的とす

¹⁸ See *id.* 36-37.

るもの、と説明されている。

3.2.2. 保険者による対応事例

ロイズは、BIPAR原則制定を受け、同じく2008年4月に告示(Market Bulletin Y4153)を発信して当該原則を案内するとともに、マネージング・エージェントおよびアンダーライターが競争法遵守のために留意すべき事項を伝えていたが、2011年4月になってロイズ市場協会LMA(The Lloyd's Market Association)がその内容を更新する形で共同保険の引受けに関わる競争法の問題に関するアンダーライター向けガイドを策定し、次に掲げる原則”Principles to be observed in the underwriting process”を案内している。

組成過程および契約書類作成時に起こる情報伝達が競争法に違反しないことを確保するよう注意する必要がある。

1. アンダーライターは、ブローカーから提示された個別リスクの保険に参加するかどうか、および提案された引受形態が受け入れられるかどうかを独自に決定する必要がある。BIPAR原則では、代替策となり得る引受形態を顧客に提示するブローカーの役割を強調し、また顧客のニーズを最も充足する形態を選択できることを強調している。アンダーライターは、この過程を妨げてはならず、ブローカーが提案する方法を使用して懸案の保険リスク引受けを希望するかどうかについて、独自に分析し、決定しなければならない。この決定について他のアンダーライターと調整してはならない。
2. 幹事保険者候補として、または既存案件の幹事保険者としてブローカーから打診されたアンダーライターは、引き受けるか否か、および保険料を含む提案された引受条件に関する判断に際し、他のアンダーライターと協議したり、合意や理解に至ったりすべきでない。このような状況におけるアンダーライター間のいかなる事前の協議、協力または情報の共有も、談合とみなされる可能性が非常に高い。その場合には、重大な競争法違反となる。
3. 非幹事保険者として特定の保険料でリスクを引き受けるようブローカーから打診されたアンダーライターは、懸案のリスクを引き受けるか否か、あるいは保険料を含め提案された引受条件で当該リスクを引き受けることに関する決定をどこで行

うかに関する判断に際し、他のいかなるアンダーライターとも協議したり、合意や理解に至ったりすべきでない。欧州委員会は、幹事保険者の価格を非幹事保険者に明らかにすることの必要性の受け入れを示唆してはいるが、独立性ある商業行為要件においては、アンダーライターが競争上の機微情報を共有したり、提案された引受に関して他のアンダーライターと合意や理解に至ったりすることを禁じている。

4. アンダーライターは、いかなる引受合意の条件としても、保険料の増額調整を要求すべきではなく、またどの非幹事アンダーライターが引受けに参加するためにより高い保険料を要求したり、確保したりする場合であっても、そのような増額調整に関するいかなる発議もすべきではない。個々のアンダーライターによる「最良条件」要求に関する法的位置づけは依然として不明であるが、欧州委員会はそのような条件の使用を敵視しているし、BIPAR 原則もまた保険料の増額調整につながるいかなる条件も受け入れないようブローカーに求めている。
5. 非幹事アンダーライターは、他の非幹事アンダーライターがリスクを引き受けた、または引受けを申し出た条件（保険料を含む）の詳細を伝えるよう、ブローカーに対して期待したり、要求したりしてはならない。競合するアンダーライターとの間で、直接に競争上の機微情報を交換することは許可されていない。アンダーライターが他のアンダーライターに情報を伝達するためのチャネルとしてブローカーを使用することも同様に許されない。これは、ブローカーが顧客にとって最良の条件を獲得するための交渉手段として他のアンダーライターの条件（保険料を含む）を明らかにすることを妨げるものではない。

3.3. 欧州委員会による決着

欧州委員会では、2017年のIBER適用期限¹⁹到来に備え、2014年に本格的な調査を開始したが、それに先立ち実施した外部委託調査では共同保険をプール形態のものと個々に組成される（ad-hoc）ものにと仕分けて分析した結果、IBERの適用免除項目である前者に対しては一定の課題を指摘する一方、一般的な共同保険である後者については、次のように肯定的に評価した。

- ・ BISI Report では、特定された共同（再）保険の保険者間における保険料の調整は、

¹⁹ 第3次IBERの期限。

保険者間の協定や協調的慣行から生じた可能性があり、その場合には競争法に抵触し得るとの懸念を表明していた。今回の調査では、保険料を調整するための保険者間での協定や協調的慣行は確認されなかった²⁰。

- ・ BIPAR 原則 4 番は当事者が個別に保険料を交渉する権利を保護しているにもかかわらず、今回の調査結果では、保険料が実際には幹事会社の保険料に調整され続けていることを示している。収集された回答者の見解によれば、この調整は、幹事会社の選択をめぐる、そしてそれに応じた初期保険料の決定をめぐる激しい市場競争を反映したものであり、非幹事会社から更にそれ以上を搾り出す余地はない。この分析によれば、非幹事会社となる個々の（再）保険会社に一層の減額を求めることに制約はないが、それによって達成され得る限界利益は、そのような会社を探すことで生ずるコストよりも少ないと認識されており、保険料調整はそうした均衡を反映している²¹。

その後、2016年に公表された外部委託調査報告も保険プールについて幾つかの課題指摘をしつつ、共同保険についてはやはり肯定的に評価し²²、同年12月に欧州委員会は保険プールの適用除外規定を含めた IBER 全体の失効を発表するに至ったが、共同保険に関しては特に課題も指摘されず、また強制的な手続きが採られる事態も今日まで発生していない。

4. 小括

ここで、欧州の議論から得られる示唆を整理しておきたい。なお、保険以外の取引にも共通する競争法に係る一般的な議論を確認するのは本稿の目的ではないため、損害保険ならではの慣行に関する議論に着目するべく、独立性ある判断のため本来控えるべきとされる「競合社間での価格共有」が行われる「共同保険における非幹事会社

²⁰ Chevalier, F., Buccellato, T., Smith, J. et al., Study on co(re)insurance pools and on ad-hoc co(re)insurance agreements on the subscription market para. 425 (2014).

²¹ *id.* para. 427.

²² Different forms of cooperation between insurance companies and their respective impact on competition - Studies on issues pertaining to the insurance production process with regard to the application of the Insurance Block Exemption Regulation (IBER) 97 (2016). 保険プールと対比する形で「共同保険は、個別案件における個別リスクの補償に限定され、そのため他形式の連携に比べて競争との関連性および強度が低いものであるため、それに係る協定は競争上の懸念をあまり生じさせない可能性が高い」とする。

への引受打診時の保険料開示」という慣行を許容する決着の前提・条件を確認することで整理を試みる。

4.1. 欧州の議論から得られる示唆その1

- ・ 「競争的な幹事会社・引受条件の選定」または「共同保険以外の引受形態の案内や非幹事会社による代替提案の許容」が重要

先に見たとおり、慣行を許容する決着に至る判断においては、幹事会社・引受条件が激しい競争の末に選定されている場合、それに基づき非幹事会社を募ることが最善かつ合理的という考え方が重視されている。一方、そのような競争的選定手順が確保されない場合には、当該決着にあたり勘案された BIPAR 原則に見られるように、共同保険以外に単独保険や重複保険などの引受形態もあることの案内や、非幹事会社がより良い引受条件などを提示する機会の確保が重要になる、と考えられる。

4.2. 欧州の議論から得られる示唆その2

- ・ 保険会社のキャパシティ不足や信用リスク集中への不安など、共同保険形態の選択が真に要請される状況の存否に対する検証が必要
- ・ 非幹事会社への引受打診の際の情報共有は、当該目的に必要な不可欠な範囲に限定することが必要

BISI Report では EU 機能条約 101 条 3 項に定める競争法適用除外要件を充足せず同法に抵触する可能性に言及されていた²³慣行が最終的に許容される決着となったのは、当該適用除外要件を充足し得ると結論づけられたためだと言える。同要件適用の指針を示す EU 水平的協力協定ガイドライン（以下、「水平 GL」）では、要件充足判断の 4 条件（a. 協定が効率向上に資するか、b. 競争制限が目的達成に不可欠か、c. 消費者は結果的に生ずる利益の公正な分配を得られるか、d. 協定は重要な部分で当事者の競争を排除する可能性を与えないか）を第 36 段で定めており、当該慣行はこれらに適合するよう運用する必要がある²⁴。4 条件の内、条件 c・d は示唆その 1 で挙げた前提に既に取り込まれていると考えられるため、条件 a・b への適合に必要な対応に

²³ BISI Report 86.

²⁴ 水平 GL 第 414 段は「価格や数量に係る事業者の将来の行動に関する情報交換は、特に談合につながる可能性が高い」としており、このような対応を含む共同保険の慣行については慎重な運用を要する。

ついて、情報共有に関する指針を示す水平 GL 第 6 章の内容に沿って整理する²⁵。

まずは、条件 a に関する整理であるが、共同保険において幹事会社の保険料・保険条件等の情報を共有することが経済発展に寄与し、社会としての効率向上に資するかが問われることになる。共同保険組成時にそれら情報を共有することは不可欠であるため、そうした情報共有を強いる共同保険という契約形態の選択がそのような効果を有するのかがポイントとなる。一般に、共同保険の必要性は「顧客が補償を得ようとしているリスクが大き過ぎて一つの保険会社のキャパシティを超えている場合、または顧客が一つの保険会社による保険とすることがもたらす信用リスク集中の受け入れに消極的である場合に生ずると、考えられている」²⁶とされ、そのように共同保険形態の選択が真に要請される事情がある場合には、競合他社の価格提示という慣行も正当化される、といった整理も考えられよう²⁷。なお、金融庁の「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」）の第 4 回会議で提示された報告書案（以下、有識者会議報告書案）15 頁は、「実際には損害保険会社が単独で保険契約を引き受けられるにもかかわらず、便宜供与等の保険以外の要因を背景に、敢えて共同保険を組成している慣行もあるが、適正な競争環境を確保する観点から、このような慣行は是正することが重要である」と提起しているが、上で述べた「整理」を今後関係者において検討することが、こうした慣行是正を実現する一つの方法となり得る²⁸。

条件 b に関して、水平 GL 第 426 段では「効率向上の達成に関係する要素を超える情報共有をすべきではない」としており、非幹事会社への引受打診に必要不可欠な範囲を超えた情報共有をしないよう注意することが必要となろう。

²⁵ 制度の異なる欧州における考え方ではあるが、我が国にも情報共有活動を（市場支配力の強化等を直接の目的としない）非ハードコアカルテルに分類して競争への影響を実質的に判断する考え方があり、こうした整理は有用であろう。

²⁶ Chevalier & Buccellato & Smith, et al., supra note 20 para. 324.

²⁷ 我が国も、再保険プールについては、保険業法 101 条 1 項 2 号において「共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約者又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合」を要件とし、同法 102 条 2 項 4 号では「危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であること」を認可条件としており、共同保険にもこれと似たような基準を求める根拠はあるのではないかと。

²⁸ かつて 2000 年の第一火災破綻時には、保険会社の信用リスクや共同保険に関する情報提供が問題となり、「共同保険の活用は危険分散という本来の目的に限定すべし」という論調も見られたところであり（金融財政事情 2415 号 11 頁）、この機会に、あらためて様々な面から共同保険の本来的な活用のあり方を検討することも重要だと考える。

5. シンジケート・ローンと競争法の関係をめぐる欧州の議論

欧州では、共同保険に関する議論に少し遅れる形でシンジケート・ローン（以下、シ・ローン）への競争法適用の関係整理も課題となっている。我が国では、今般の問題発生を受けて、類似点も多いシ・ローン²⁹の実務に倣った共同保険の実務整理を提唱する向きもあり、また有識者会議でも共同保険慣行の適正化にあたり参考とすることが議論されている³⁰ため、当該欧州動向も確認しておきたい。

本動向の嚆矢は、国際ローン協会 LMA (Loan Market Association) による 2014 年公表の告知であり、これは英国において同年施行の法改正により競争法が見直されたことを受けてシ・ローンにおける競争法遵守を勧奨する内容であった。その後、欧州委員会では 2017 年の運用計画においてシ・ローンの調査開始を表明し、外部委託調査を実施した結果、2019 年に報告書を公表した³¹。

同報告書は具体的な法違反を特定するものではなく、銀行間の情報交換など各種側面で潜在的な競争上の懸念がある領域を特定し、かつリスク軽減の安全措置となり得る事項を提示するものである。シ・ローンの組成については、「個々の銀行を主要銀行グループに任命するための競争入札段階」と「マンドート以降、融資契約に至るまでの段階」とに大別して整理しているが、ここでは共同保険における非幹事会社への引受打診と近似した後者の要点を確認する。

シンジケート組成の条件が整い、組成を取りまとめるアレンジャーへの権限付与（マンドート）が行われた後、参加候補銀行が参加可否を判断するのに必要なインフォメーションメモランダムが作成されて各行に参加が呼びかけられるが、この段階に

²⁹ 大規模案件で一金融機関のみでは取り扱えない場合に多く活用されること、契約条件は各参加金融機関同一である一方、各金融機関は個別独立の権利義務を有することなどが類似点として挙げられる。

³⁰ 有識者会議の第 3 回会議で問題提起され（事務局参考資料 5 頁）、有識者会議報告書案 15 頁では「共同保険のビジネス慣行の適正化」という項目において「例えば、シンジケートローンを参考にした方式……にすることが考えられる」と提言されている。

³¹ Bretz, O., Dawkins, R., Leppard, M. et al., EU loan syndication and its impact on competition in credit markets : final report (2019). 当該報告書を紹介する本邦論稿として、服部薫「シンジケートローンにおいて生じる競争法上の問題 欧州委員会報告書の概要と本邦金融機関への示唆」金融財政事 3331 号 38 頁、平山賢太郎・鈴木正人「金融機関によるカルテル—金融、規制と独禁法の交錯領域—」金融務事情 2122 号 14 頁など。なお、有識者会議の第 3 回会議において、大村由紀子メンバーも同報告書について言及している。

における融資条件（統一の条件・価格）への合意を目的とした銀行間の共同会議や協議は、ローンのシンジケート化工程で不可欠な要素であり、銀行が借入人から与えられた権限の範囲内で業務を遂行し、その行動がその目的を達成するよう意図するものである限り、問題にならない、とされる³²。一方、この段階のリスクは、取引に関して銀行間で交流が繰り返されることで、銀行が互いの行動や戦略を観察し合う可能性が生じて不注意な情報共有につながることで、およびそこで得た認識を利用した将来の取引における入札調整につながることであり、銀行は、マンデートの下で要求される範囲を超えて、価格を（人為的に）引き上げたり、供給を制限したりするために何らかの合意に達したり、協調した行動をとったりしないよう注意しなければならない、とされる³³。このようなリスクに対する安全措置となり得る事項としては、銀行団の協議に対する借入人の関与（銀行間の全ての協議はマンデートに沿い、また協議結果は反競争的な情報共有のリスクを避けるため借入人に伝えられるべき）や銀行団の交流頻度の抑制などが挙げられている³⁴。

以上のようなシ・ローンに関する議論は共同保険に関する議論とも共通する部分が多いが、大きく異なるのはアレンジャーに対して付与されたマンデートに沿った対応がセーフハーバーのように位置づけられている点であり、同様の対応を本邦の共同保険でも行うことは有用か、検討の必要があろう³⁵。その点も含め、次項ではここまで確認してきた欧州動向を踏まえ、共同保険のあるべき姿に向けた対応を考察する。

6. 共同保険のあるべき姿の実現に向けた検討に関する考察

共同保険について、その本来の存在意義に沿った活用が独占禁止法の遵守を確保し

³² Bret & Dawkins & Leppard et al., supra note 31 at 169.

³³ *Id.* at 169-170.

³⁴ *Id.* at 170.

³⁵ 付与されたマンデートに基づき行動するアレンジャーは、一般に借入人のために媒介をする立場にあると解されている。シ・ローンを参考にした共同保険の適正化を提言する有識者会議の議論では、シ・ローンに倣った共同保険組成のイメージ図において、このアレンジャーの役割を果たし得る者として保険会社・仲立人とあわせ代理店を挙げている（第3回会議事務局参考資料5頁）。また、有識者会議報告書案15頁脚注18ではレイヤー方式の活用方法案として、「顧客から委託を受け又は代理して」代理店がレイヤーを組成する役割を負うアイデアも示されている。これらが、現在は禁止されていると解されている保険代理店の双方媒介を解禁することを想定しているのか、あるいは媒介に当たらない事実行為などを担う役割を想定しているのか、その意図は明らかではない。紙幅の関係から、この問題にはこれ以上立ち入らないが、双方媒介を認める場合には利益相反の重要な課題も想定されることから、慎重な検討を要する。

た形で行えるようにするため、次のような対応を検討する必要がある、と考える。

- ・まずは、急転直下の制度改定によって棚上げとされたままの「共同保険への競争法適用関係の整理」に着手することが喫緊の課題であり、整理の際には経済的な効用・損失などの分析も必要となるため、欧州の共同保険やシ・ローン³⁶の検討のように、必要に応じて外部機関の知見も活用して実務の実態に関する広範な調査を実施したうえで、関係各当局と業界関係者との対話により検討を進めていくこと。
- ・また、業界では、最終的な整理を待つことなく、対話の過程を通じて明確になった事項から、BIPAR 原則や LMA の原則のような行動準則を順次定め、業界内の適切な行動を促していくこと。
- ・上記整理を行うにあたり、現時点では相当な活用件数に上ると考えられる共同保険については、引き続き個別の認可・届出の対象としないことが現実的であり、EU 機能条約 101 条 3 項のように事業者個々が不適用を宣言できる形とし、その際の個々の適合性判断に資するよう、欧州の議論から得られる示唆も勘案した形で判断のための詳細なガイドラインを定めること。

7. エピローグ

「共同保険という契約形態の下では、参加保険会社間の顧客獲得競争が実質的に失われ、保険の料率・商品内容について協調的な行動がとられるおそれがある」³⁶、「今回の企業向け損害保険調査においては、..... 自社株の所有や自社・子会社との商品の取引関係等、保険の実質的要因以外の要因を考慮して購入先損害保険会社を決定し..... ている状況が認められた」³⁷。

これらもまた、「企業向け保険契約の入札等においては、政策株式保有割合や本業への支援など、保険契約の条件以外の要素が少なからずシェアに影響を及ぼす場合があり..... 適正な競争に対する意欲が損なわれた可能性がある」³⁸ことなどが問題とされた 2023 年の指摘ではなく、その 25 年も前の指摘である。

振り返れば、さらに 17 年遡った保険審議会答申では、事業の特殊性ゆえにやむを

³⁶ 公正取引委員会事務総局「保険業に関する実態調査報告書」45 頁（1998）。

³⁷ 公正取引委員会事務総局・前掲注 36）63 頁。

³⁸ 金融庁・前掲注 3）。

得ず一定範囲の共同行為のみ独禁法の適用除外が認められた損害保険業界では何かにつけて共同歩調をとろうとの雰囲気強い³⁹、と強く指弾されており、業界としては古くから繰り返し指摘され続けてきた「根強いカルテル志向体質」⁴⁰から今度こそ決別しなければならない。本報告がその一助となることを、期待したい。

³⁹ 1981年保険審議会答申「今後の損害保険事業のあり方について」「I はじめに 3. 現状と検討の視点」。

⁴⁰ 経済法学会編著『独占禁止法講座IV カルテル〔下〕』P231〔舟橋和幸〕（商事法務研究会、1982）